

事 務 連 絡
平成30年4月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」の一部訂正について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、平成30年3月30日付け障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知によりお示ししているところですが、下記のとおり一部誤植を訂正いたします。

各自治体におかれましては、御了知の上、管内市（区）町村、事業者、関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

記

（該当箇所）別添第三の2（2）の2）の②

誤：1）の①の利用者（新サービス利用者を除く。）

正：1）の②の利用者（新サービス利用者を除く。）

（該当箇所）別添第三の2（7）の2）の※2

誤：当該**指定障害児**相談支援事業所

正：当該相談支援事業所

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課相談支援係

TEL:03-5253-1111（内線3149） FAX:03-3591-8914

E-mail soudan-shien@mhlw.go.jp